

各市町村精神保健福祉主管課長 様

岩手県保健福祉部
障がい保健福祉課総括課長

新型コロナウイルス感染症に係る精神障害者保健福祉手帳の更新手続きにおける臨時的な
取扱い等について

このことについて、厚生労働省から別添のとおり通知があったことから、同通知の趣旨を踏まえ、
下記のとおり取扱うこととしましたので御留意願います。

記

1 要旨

今後の感染状況によっては、新型コロナウイルス感染症の影響により診断書の取得のための外出
が困難となる場合などが想定されることから、あらかじめ手帳の有効期間の満了日から最長1年間
診断書の提出を猶予した上で、更新申請書の提出のみをもって、従前の等級により有効期限を更新
することができるものとする。

2 更新手続きにおける臨時的取扱いについて

(1) 対象者

令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に、現に所持する手帳の有効期限を迎える
者のうち、更新申請時に医師の診断書を提出する必要がある者。

(2) 取扱いの内容

① 診断書の提出等

現に所持している手帳の有効期間の満了日から最長1年間、診断書の提出を猶予されるが、
猶予期間内に診断書を提出する必要があること。

ただし、診断書に代えて年金関係情報による場合は、従前どおりの手続きとなること。

② 障害等級

更新申請後の障害等級は、更新前の手帳の等級によるものとする。

ただし、上記の猶予期間中において提出された診断書による判定の結果、障害等級の変更が
行われた場合は、既に交付済の手帳と引換えに、新たな等級の手帳を交付すること。

3 その他

(1) 診断書提出の猶予について

現在、県内において感染者が確認されておらず、全国的にも緊急事態宣言が解除されている
ことから、今回の臨時的な取扱いにかかわらず、自立支援医療(精神通院)を受給しておらず、
3(2)の調整を要しない者については、更新申請書と同時に診断書を提出するように勧奨す
ること。

(2) 自立支援医療(精神通院)受給者証との同時更新申請について

別添のチラシ「自立支援医療(精神通院)受給者証と精神障害者保健福祉手帳～同時の更新
申請の臨時的取扱いについて～」のとおり取扱うほか、診断書の取得が申請者の負担とならな
いように配慮すること。

(3) 郵送手続き及び有効期間が満了している場合の更新申請

従前のとおりに対応となることから、各市町村において適切に御対応願います。

【担当】

こころの支援担当 米田
TEL : 019-629-5450 (直通)
メール:maita@pref.iwate.jp